

「目的」に関する規定について（第3条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「目的」に関する規定に関して、学校法人の種別に合わせて3パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例1-1	小中高法人の場合	31
例1-2	幼稚園法人の場合	31
例1-3	準学校法人の場合	32

<例1-1：小中高法人の場合>

寄附行為作成例	備考
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、 ○○な人材を育成することを目的とする。	

<例1-2：幼稚園法人の場合>

寄附行為作成例	備考
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、幼児教育を行うこ とを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>左記は私立幼稚園又は幼稚園型認定こども園を設置する場合の例。</u> ● <u>私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）に加えて幼保連携型認定こども園も設置する学校法人の場合は、次のとおり規定すること。</u> 第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うことを目的とする。 ● <u>幼保連携型認定こども園のみを設置する学校法人の場合は、次のとおり規定すること。</u> 第3条 この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うことを目的とする。

<例 1 - 3 : 準学校法人の場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、 〇〇な人材を育成することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「学校教育を行い、」の箇所について、準学校法人については必置の文言ではない。